

議 案 第 6 号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市手数料条例の一部を改正する条例

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表69の項中「床面積の合計が300平方メートル以内」を「床面積（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。70の項ウにおいて「基準」という。）Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。（イ）において同じ。）の合計が300平方メートル以内」に改め、同表70の項中「共同住宅」を「共同住宅（基準Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。）」に改め、同表74の項イ中「床面積の合計が300平方メートル未満」を「床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）、75の項ア(イ)、79の項イ及び80の項ア(イ)において同じ。）の合計が300平方メートル未満」に改め、同項手数料の金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同表75の項中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同表77の項及び78の項中「得た額」の次に「（新たに追加される建築物については、74の項又は75の項に定める額）」を加え、同表80の項イ中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)」に、「床面積の合計が300平方メートル未満」を「床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物及び同令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)の規定により基準への適合を確認した建築物については、共用部分の床面積を除く。bにおいて同じ。）の合計が300平方メートル未満」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。